

令和 6 年度

業務名 駒岡破碎工場ピット清掃業務

仕 様 書

- 1 業務名称
駒岡破碎工場ピット清掃業務
- 2 業務内容
本業務は、破碎物を貯留するピット内に堆積した残渣を撤去し、ピット内底部および排水槽に残留する汚泥・排水を吸引除去した後、ピット内底部を洗浄・清掃することを目的とする。
- 3 履行期限
契約の日から令和7年3月21日まで
- 4 履行場所
札幌市南区真駒内602番地
札幌市駒岡清掃工場内 粗大ごみ破碎工場
- 5 業務範囲
本仕様書および添付図面のとおりとする。
- 6 業務管理に
受託者は業務全体の進捗や安全確保、品質向上のため、履行の計画、安全管理、調整・指導監督等全ての面において主体的に業務を進めることとし、すべて作業は業務責任者が指揮・監督のうえ、実施すること。
- 7 提出図書等
 - (1) 業務着手時に提出するもの
 - ア 業務着手届 1部
 - イ 業務責任者指定通知書 1部
 - ウ 業務日程表 1部

(各種書類提出予定日、現場入場日・作業予定日が記載されたもの)
 - (2) 現場作業前に提出するもの
 - ア 安全管理体制表 1部
 - イ 業務計画書 1部
 - ① 連絡体制・履行体制表
 - ② 資格者名簿（本業務に必要な資格のみ）
 - ③ 仮設・搬入計画および作業要領
 - (3) 業務完了時に提出するもの
 - ア 報告書 1部

(各工程の前後写真、作業後の状況報告をまとめたもの)

 - イ 業務完了届 1部
- 8 適用法令
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」のほか、関係法令に基づいて業務を行うこと。

9 業務条件

- (1) 現場作業の実施曜日・時間帯
原則、月曜～土曜 8時30分～16時30分 までとする。
- (2) 施設内入退出について
施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者の承諾を受けること。

10 業務責任者

業務着手後速やかに業務責任者を選任し、受託者との雇用関係を証明する書類等を添付し、書面で提出すること。また、本業務に関連する者が入場する際は業務責任者が常駐すること。

11 建物内外施設等の利用

- (1) 居室等の利用
原則利用できない。
- (2) 資材置場・駐車場
資材置場および駐車場は、工場の運転管理に支障が生じないように計画し、施設管理担当者と事前に協議し、承諾を得ること。

12 安全衛生管理

- (1) 業務責任者は労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等を心掛けること。
また、業務を遂行する上で法令上必要な資格について、有資格者を配置すること。
- (2) 施設内の酸素欠乏等の危険箇所について事前に確認すること。その情報を作業員全員に周知し、適切な処置を講じるとともに、関係法令を遵守し事故防止に努めること。

13 業務の立会い、確認

施設管理担当者の指示に従い、次の立会いまたは確認を受けること。

- (1) 業務開始前
当該設備の現状を確認し、履行体制等の準備の後、原則として施設管理担当者の確認を受けること。
- (2) 段階確認ほか
各工程の社内自主検査を実施した後、施設管理担当者の立会、確認を受けること。施設管理担当者から任意の指示があった場合も、立会および確認を受けること。なお、施設管理担当者より改善の指示が出た場合は、速やかに改善し、施設管理担当に報告すること。
- (3) 業務完了確認
すべての工程で段階確認を受け、指示された改善が完了しており、本仕様書および契約約款等に示す提出書類がすべて提出され、施設管理担当者からの合格をもって業務完了とする。

14 復旧

他の設備及び既存物件の損傷・汚染防止に努め、万が一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

15 特記事項

(1) 受託者の負担の範囲

- ア 業務の実施に必要な車両、機材、工具等、仮設設備に係る費用
- イ 業務の実施に必要な消耗部品、材料、燃料等（支給品除く）
- ウ 提出書類等の作成に必要な事務消耗品、機材、通信費等に係る費用

(2) 業務の工程

- ア ピット内へ昇降するための足場の仮設
(せん断破砕物貯留ピット2か所、回転破砕物貯留ピット1か所)

- イ 回転破砕物ピット残さの撤去
(ピット中央部への手運び、付着物のはつり作業、簡易清掃)

- ウ せん断破砕物ピット残さの撤去
(ピット中央部への手運び、付着物のはつり作業、簡易清掃)

※ピット内集積場所からコンベヤ投入ホッパまでのクレーンによる運搬操作は運転管理業務受託者が行う。

- エ ピット内残水の排水作業およびごみ汚水槽からの汚泥吸引作業、場内指定場所への運搬

- オ ピット底面の水洗い洗浄、清掃(消火用放水銃を使用可)

- カ 仮設足場等の撤去、あと片付け

- キ 報告書の作成、書類の提出

(3) 発生材の処理

ピット清掃で発生した残渣等の運搬場所は以下のとおりとする。

	発生材名	運搬場所
ア	焼却可能なもの	破砕工場内指定場所
イ	廃金属	//
ウ	排水・汚泥	清掃工場内指定場所

16 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

17 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
- (2) 疑義や緊急事態の発生についても前号と同様とする。